

緑のまちづくりを支援する

県民まちなみ緑化事業



都市地域で県民のみなさんが行う緑化活動を支援します！



事業概要

兵庫県では、都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、県民緑税を活用し、県民のみなさんによる植樹や芝生化などの緑化活動を支援する「県民まちなみ緑化事業」を実施しています。

県民のみなさんには、樹木の植栽や芝張り、その後の維持管理を行っていただきます。



対象事業

一般緑化〔植栽・生垣・修景〕

- ・植栽：公園、広場、マンション、道路・河川沿い、学校等での植樹
- ・生垣：戸建て住宅、マンション等での生垣の設置
- ・修景：土石採取跡地、廃自動車置き場等での修景緑化

▶緑化資材費・施工費を補助 ☞最大400万円まで



校園庭・ひろばの芝生化

- ・校園庭の芝生化：学校の校庭、幼稚園・保育園の園庭の芝生化
- ・ひろばの芝生化：公園、広場、グラウンド等の芝生化

▶緑化資材費・施工費を補助 ☞最大400万円まで



駐車場の芝生化

- ・商業施設、工場、マンション、事務所、公民館等の駐車場
又は月極駐車場の芝生化

▶緑化資材費等を補助 ☞最大375万円まで



建築物の屋上緑化・壁面緑化

- ・商業施設、幼稚園、病院、マンション、工場等の屋上緑化（芝生・植樹）
又は壁面緑化（基盤造成型・登はん型）

▶緑化資材費を補助 ☞最大300万円まで



対象地域

- ・都市計画法に規定する市街化区域
- ・用途地域が定められた区域
- ・市街化調整区域のうち、特別指定区域又は開発指定区域
- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）の「まちの区域」 など

※ただし、校園庭（学校の校庭、幼稚園・保育園の園庭）の芝生化は県下全域を対象とします。

▶また、事業実施箇所が外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にある必要があります。

○概 要 公園、広場、マンション、道路・河川沿い、学校等での植樹
 例) 地域の自治会で公園や広場にシンボルツリーを植樹
 住民団体にマンション敷地内に植樹
 緑化活動グループで道路沿いにツツジを植樹 など

○効 果 ・CO₂削減、気温の上昇を抑制 ・まちなみの景観の向上、ゆとり空間の創出
 ・火災時の延焼防止、震災時の建物倒壊防止 ・景観上のシンボル、災害時の避難の際の目印
 ・道路沿いへの植樹による交通騒音の低減 ・地域住民の交流、地域コミュニティの形成

一般緑化〔植栽〕の事例



○住民団体による植樹作業の風景です。
 ○地域住民の交流が生まれます。



○高木を植樹した事例です。
 ○景観上のシンボルとなっています。



○マンション敷地での植樹の事例です。
 ○住民の憩いの場となっています。



○公園にアジサイを植栽した事例です。
 ○花木(※)・低木も補助対象です。



○道路沿いの花壇にバラ園を整備した事例です。
 ○都会のオアシスとなっています。



○河川沿いの歩道にツツジを植樹した事例です。
 ○まちなみの景観が向上します。

※花木：アジサイ、バラ、ツツジ等の花の咲く木を言います。
 草花（アサガオ、コスモス、サルビア等）は補助対象ではありません。

Before



After



○工場敷地の道路沿いを高木・低木により緑化した事例です。

〔緑化効果〕

○地域景観の向上
 ○「安らぎ感」「さわやかさ」などの心理的効果の向上
 ○騒音の軽減、空気の浄化などの効果があります。

一般緑化[植栽]の補助内容

公園、広場、マンション、道路・河川沿い、学校等での植樹を行う住民団体等に対し、必要な緑化資材費や施工費を補助します。

項 目		住 民 団 体 が 公共用地(※)で実施	住 民 団 体 が 公共用地(※)以外で実施	個人・法人等が実施
補 助 条 件		最小規模：30㎡以上	最小規模：30㎡以上	最小規模：100㎡以上
補 助 限 度 額		400万円まで	250万円まで	250万円まで
㎡ 限 度 額		8,000円/㎡まで	5,000円/㎡まで	5,000円/㎡まで
補 助 対 象	緑 化 資 材 費	・苗木 ・肥料、土壌改良材（例：普通化成、バーク堆肥、真砂土 等） ・支柱（例：鳥居支柱、生垣 等） ・維持管理に最低限必要な用具類等（例：ホース、バケツ、シャベル、簡易式スプリンクラー、灌水チューブ 等） ・緑化形成に必要な資材（境界ブロック、見切材、土留め材 等）		
	施 工 費	住民団体による施工が 困難な工事 例)・重機が必要な工事 ・支柱の設置 等	—	—

※公共用地とは：① 公有地 又は ② 不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地を言います。
 [例)・公園、道路、河川敷、公立学校等 ・自治会の所有する集会所の敷地
 ・マンションの公開空地 ・近隣住民が自由に立ち入ることができ、かつ、外部から視認可能な共同住宅の敷地 等]

一般緑化[生垣]の補助内容

戸建て住宅やマンション等での生垣の設置に対し、必要な緑化資材費を補助します。

項 目	内 容
対 象 者	住民団体、個人・法人等（マンション管理組合も対象）
補 助 条 件	・道路に面した土地であること ・延長5m以上とすること ・植栽間隔：2～3本/m（樹高1m程度の常緑樹） ※戸建て住宅等の生垣設置は、2戸以上連たんする敷地を対象
補 助 限 度 額	75万円まで
m 限 度 額	5,000円/mまで
補 助 対 象	緑化資材費（苗木、支柱、肥料、その他必要な資材購入に要する費用 →詳細は「植栽」の欄をご覧ください。

一般緑化[生垣]の事例



一般緑化[修景]の補助内容

土石採取跡地、廃自動車置き場等の周囲の景観を著しく害するような土地で修景を図ることを目的に行われる緑化に対して、必要な緑化資材費を補助します。

項 目	内 容
対 象 者	住民団体
補 助 条 件	樹木の植栽本数 高木の場合：10本以上 低木の場合：100本以上 （高木と低木が混在する場合、高木1本を低木10本に換算）
補 助 限 度 額	100万円まで
補 助 対 象	緑化資材費（苗木、支柱、肥料、その他必要な資材購入に要する費用 →詳細は「植栽」の欄をご覧ください。

一般緑化[修景]の事例



校庭の芝生化〔県下全域で対象〕

- 概要 ・学校の校庭や幼稚園又は保育園の園庭を芝生化
- 効果 ・校庭の安全性と快適性の向上（裸足でも安全に遊べ、転んでもケガをしません。）
 ・児童、生徒の外遊びの増加 ・校庭の水はけ向上
 ・砂ぼこりの防止や抑制 ・気温上昇の抑制
 ・保護者同士の交流や地域コミュニティの形成
 などのメリットがあり、授業や学級活動、運動会や青空給食などの学校行事に積極的に利用することができます。

校庭の芝生化の事例

Before



- 生徒たちが校庭の芝張りを行っている様子です。
 ○生徒たちも行うことにより、環境学習効果が期待できます。

After



- 芝生化された校庭です。
 美しい芝生で覆われています。
 ○近年、たくさんの学校、幼稚園、保育園が芝生化を行っています。



- 芝生化された園庭で、園児たちが遊んでいるところです。
 ○裸足でも安全に遊ぶことができ、園児たちにも好評です。

校庭の芝生化の補助内容

学校の校庭や幼稚園・保育園の園庭の芝生化に対し、必要な緑化資材費や施工費を補助します。

▶校庭（学校の校庭、幼稚園・保育園の園庭）の芝生化は県下全域を対象とします。

項 目		公 立 の 学 校 、 幼 稚 園 、 保 育 園 又 は 実施箇所が無料で年4回以上開放されている 私 立 の 学 校 、 幼 稚 園 、 保 育 園	左記以外の場合
対 象 者		芝生化実行委員会（PTA等の団体と学校等とで構成される団体）	芝生化実行委員会
補 助 条 件		最小規模：100㎡以上	最小規模：100㎡以上
補 助 限 度 額		400万円まで	300万円まで
㎡ 限 度 額		2,400円/㎡まで	1,800円/㎡まで
補 助 対 象	緑 化 資 材 費	・芝生等草本類（野芝、ティフトン芝、高麗芝、リュウノヒゲ等） ・肥料、土壌改良材（例：普通化成、パーク堆肥、真砂土等） ・維持管理に最低限必要な用具類等（例：ホース、バケツ、シャベル、芝刈機（乗用式を除く。）、簡易式スプリンクラー、灌水チューブ等） ・校庭の芝生化に必要な資材（境界ブロック、見切材、土留め材等）	
	施 工 費	・掘削、整地 ・発生土処分工 ・整地転圧工 ・砂敷均し 等 ※芝張りに係る施工費は除きます。	—

ひろばの芝生化

- 概要 ・公園、広場、グラウンド等の芝生化
 例) 児童公園・地区のグラウンドの芝生化、公民館敷地の芝生化、福祉施設や病院の空地の芝生化 等
- 効果 ・まちなみの景観の向上 ・子どもたちの外遊びの増加
 ・砂ぼこりの防止や抑制 ・癒し、リラックス空間の創出
 ・気温上昇の抑制 ・地域住民の交流、地域コミュニティの形成 等

今年度、追加の新メニューです!!

☞これらの他にも病院や福祉施設・マンションの空地などでも芝生化を行うことができます。

ひろばの芝生化の事例



○芝生の上は気持ちよく遊べます。
 ○ケガの心配をせず、のびのびと遊ぶことができます。(写真は参考例です。)



○公園を芝生化した事例です。
 ○子どもたちがみんなで外遊びするようになりました。



○公園の芝生化と併せて植樹を行うこともできます。
 ○まちなみの景観が向上します。

ひろばの芝生化の補助内容

公園、広場、グラウンド等の芝生化に対し、必要な緑化資材費や施工費を補助します。

項 目		住 民 団 体 等 が 公共用地(※)で実施 ※公共用地：公有地や公共の用に供する土地を言います。(P3 参照)	住 民 団 体 等 が 公共用地(※)以外で実施	個人・法人等が実施
補 助 条 件		最小規模：30㎡以上	最小規模：30㎡以上	最小規模：100㎡以上
補 助 限 度 額		400万円まで	300万円まで	300万円まで
㎡ 限 度 額		2,400円/㎡まで	1,800円/㎡まで	1,800円/㎡まで
補 助 対 象	緑 化 資 材 費	・芝生等草本類(野芝、ティフトン芝、高麗芝、リュウノヒゲ 等) ・肥料、土壌改良材(例：普通化成、バーク堆肥、真砂土 等) ・維持管理に最低限必要な用具類等(例：ホース、バケツ、シャベル、芝刈機(乗用式を除く。)、簡易式スプリンクラー、灌水チューブ 等) ・ひろばの芝生化に必要な資材(境界ブロック、見切材、土留め材 等)		
	施 工 費	・掘削、整地 ・発生土処分工 ・整地転圧工・砂敷均し 等 ※芝張りに係る施工費は、 <u>除きます。</u>	—	—

駐車場の芝生化

- 概 要 ・ 商業施設、工場、マンション、事務所、公民館等の駐車場の芝生化
 ・ 月極駐車場の芝生化
- 効 果 ・ アスファルト舗装に比べ地表の表面温度が大幅に低下
 ・ まちなみの景観の向上、ゆとり空間の創出
 ・ 雨水の地下浸透による都市型水害の防止 など

駐車場の芝生化の事例



○コンクリートブロック（全体均一補強型）を用いた事例です。
 ○全体的にタイヤ圧の影響を受けにくいので、車の出入りが多い駐車場に適しています。



○コンクリートブロック（車輪部補強型）を用いた事例です。
 ○走行部はタイヤ圧の影響を受けにくい施工方法です。



○プラスチックマット（全体強化プラスチックマット型）を用いた事例です。
 ○車の出入りが少ない駐車場に適しています。

駐車場の芝生化の補助内容

駐車場の芝生化（100㎡以上）を行う所有者や管理者等に対し、必要な緑化資材費等を補助します。

項 目		内 容	
対 象 者		住民団体（公共用地（※）以外で実施）、 個人・法人等	住民団体（公共用地（※）で実施） ※公共用地：公有地や公共の用に供する土地を言います。（P3 参照）
補 助 条 件		最 小 規 模： 100㎡以上 駐車区画等の緑化率： 概ね50%以上	最 小 規 模： 100㎡以上 駐車区画等の緑化率： 概ね50%以上
補 助 限 度 額		300万円まで	375万円まで
㎡ 限 度 額		12,000円/㎡まで	15,000円/㎡まで
補 助 対 象	緑化資材費	・ 芝生等草本類（セダム等多肉植物やコケ類は除きます。） ・ 肥料、土壌改良材、砕石、敷砂 等 ・ 芝生等保護材（例：コンクリートブロック、プラスチックマット 等） ・ 維持管理に最低限必要な用具類等（例：ホース、バケツ、シャベル、 芝刈機（乗用式は除きます。）、簡易式スプリンクラー、灌水チューブ 等） ・ 駐車場の芝生化に必要な資材（車止め、区画線ブロック 等）	
	施 工 費	—	・ アスファルト撤去（アスファルト敷の場合） ・ 路盤工 ・ 透水シート敷設工 ・ 張芝工 ・ 芝生保護材（コンクリートブロック等）敷設工 ・ 車止め、区画線設置工 等 ※上限額：緑化資材費×0.25

建築物の屋上緑化・壁面緑化

- 概 要 ・商業施設、オフィスビル、幼稚園、病院、福祉施設、マンション、工場等の
 の 屋上を芝生や植樹により緑化
 壁面を基盤材等を用いて草本類やツル性植物により緑化
- 効 果 ・気温の上昇を抑制
 ・酸性雨、紫外線、温度変化による建築物（防水層）の劣化を防止
 ・雨水流出を遅延し、都市型水害を防止
 ・癒し、リハビリ、リラックス空間の創出
 ・冷暖房等の消費電力のピークカットに貢献 など

建築物の屋上緑化・壁面緑化の事例



○樹木による屋上緑化の事例です。
 ○地下支柱を活用することで、高木を植栽することもできます。



○芝生による屋上緑化の事例です。
 ○薄くて軽量の土壌を用いて、施工しています。



○登はん型の壁面緑化の事例です。
 ○補助材（ネットやワイヤーなど）を壁面に設置し、そこにツル性植物を這わせます。（写真は参考です。）

建築物の屋上緑化・壁面緑化の補助内容

建築物の屋上又は壁面の緑化（100㎡以上）を行う所有者や管理者等に対し、必要な緑化資材費を補助します。

項 目	屋 上 緑 化		壁 面 緑 化	
	樹 木	芝生等草本類	基盤造成型	登はん型（ツル性植物）
対 象 者	住民団体、個人・法人等	住民団体、個人・法人等	住民団体、個人・法人等	住民団体、個人・法人等
補 助 条 件	最小規模：100㎡以上 土 壌 厚：30cm以上	最小規模：100㎡以上	最小規模：100㎡以上	最小規模：100㎡以上 （壁面の誘引資材の設置面積） 横 幅：10m以上 植栽間隔：2～3本/m
補助限度額	300万円まで	300万円まで	300万円まで	90万円まで
㎡ 限 度 額	30,000円/㎡まで	12,000円/㎡まで	30,000円/㎡まで	6,000円/㎡まで
補 助 対 象	・苗木 ・地下支柱 等	・芝生等草本類 （セダム等多肉植物、コケ類は除く。） ・芝刈機（乗式は除く。）等	・草本類 （セダム等多肉植物、コケ類は除く。） ・基盤材 等	・ツル性植物 （木本類又は多年草） ・誘引資材 等
	[共通のもの] ・植栽基盤、肥料、土壌改良材、碎石、敷砂 等 ・維持管理に最低限必要な用具類等（例：ホース、バケツ、シャベル、簡易式スプリンクラー、灌水チューブ 等） ・建築物の屋上緑化・壁面緑化に必要な資材（境界ブロック、見切材、土留め材 等）			



募集期間・手続き・問い合わせ先など

○ 募 集 期 間：平成24年4月2日（月）～11月30日（金）

○ 提 出 先

- ・一般緑化〔植栽・生垣・修景〕、校庭・ひろばの芝生化：各市町の都市緑化担当課
- ・駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化・壁面緑化：兵庫県都市政策課緑化政策係

○ 問い合わせ先

区分	県民局 県 庁	担当課	郵便 番号	所在地	電話番号
一般緑化 〔植栽・ 生垣・修景〕 校庭・ ひろばの 芝生化	神 戸	神戸土木事務所 まちづくり課	653- 0055	神戸市長田区浪松町 3-2-5	078(737)2192
	阪神南	西宮土木事務所 まちづくり建築課	662- 0854	西宮市櫛塚町2-28	0798(39)1546
	阪神北	宝塚土木事務所 まちづくり建築課	665- 8567	宝塚市旭町2-4-15	0797(83)3191
	東播磨	加古川土木事務所 まちづくり建築課	675- 8566	加古川市加古川町 寺家町天神木97-1	079(421)9064
	北播磨	加東土木事務所 まちづくり建築課	673- 1431	加東市社字西柿 1075-2	0795(42)6176
	中播磨	姫路土木事務所 まちづくり建築課	670- 0947	姫路市北条1-98	079(281)9313
	西播磨	光都土木事務所 まちづくり建築課	678- 1205	赤穂郡上郡町光都 2-25	0791(58)2256
	但 馬	豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課	668- 0025	豊岡市幸町7-11	0796(26)3756
	丹 波	丹波土木事務所 まちづくり建築課	669- 3309	丹波市柏原町柏原688	0795(73)3863
	淡 路	洲本土木事務所 まちづくり建築課	656- 0021	洲本市塩屋2-4-5	0799(26)3213
駐車場の 芝生化 建築物の 屋上緑化・ 壁面緑化	県 庁	県土整備部まちづくり局 都市政策課緑化政策係	650- 8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078(362)3563

- 申請の際は、募集案内・申請手順の手引もご覧ください。
- 募集案内、申請書類等は兵庫県のホームページからダウンロードできます。
- [ホームページアドレス] http://web.pref.hyogo.jp/wd20/wd20_0000000005.html

平成24年度 県民まちなみ緑化事業

検索



専門家による講習会を無料で受講できます！



- 対象者：県民まちなみ緑化事業を検討・計画している緑化グループや住民団体等
- 内 容：県民まちなみ緑化事業実施箇所の植栽計画や維持・管理方法に関すること等
- 講 師：（公財）兵庫県園芸・公園協会「花と緑のまちづくりセンター」に設置の「花と緑の専門家バンク」に登録の専門家
例）樹木医、大学教授、芝生の専門家、造園施工管理技士等
- 費 用：無料
- お問い合わせ：上記の問い合わせ先まで
- ホームページ：<http://www.hyogo-park.or.jp/midori/files/shien/S-bank/S-bank.htm>
又は、「花と緑の専門家バンク」で検索

県民まちなみ緑化事業

兵庫県では、都市におけるヒートアイランド現象の緩和や防災性の向上などを目的として、県民緑税を活用し、100 m²以上のまとまった土地の所有者や自治会・緑化団体などが実施するマンションや商業ビルの屋上、月極駐車場、学校、幼稚園、空き地などの芝生化や植樹などの緑化活動に最大400万円までの補助を行っています。

◆対象経費(上限あり)

①～④の緑化資材費(①以外は施工費が補助対象となる場合もあります。)

- ① 建築物の屋上緑化・壁面緑化
- ② 駐車場の芝生化
- ③ 一般緑化(植栽・生垣・修景)
- ④ 校園庭・ひろばの芝生化

※ 対象地域:都市計画法に基づく市街化区域など

(④に挙げる校園庭の芝生化のみ県下全域が対象です。)

◆募集期間

平成24年4月2日から11月30日まで

(当該事業については、平成27年度まで継続される予定です。)

◆問い合わせ先

①② 兵庫県都市政策課緑化政策係(Tel:078-362-3563)

③④ 各県民局土木事務所まちづくり建築課

(県民局の所管市町や連絡先は、別添リーフレットを参照して下さい。)

リーフレット(PDF)

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/documents/leaflet.pdf>

ホームページ 「県民まちなみ緑化」で検索可能

http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_0000000005.html

(協議や申請等に必要な書類はHPよりダウンロード可能です)



屋上の芝生化



駐車場の芝生化